

商品概要説明書

リフォームローン（ジャックス）

（2020年4月1日現在）

商品名	リフォームローン（ジャックス）
ご利用 いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○借入申込時の年齢が満20歳以上（完済時年齢80歳以下）の方。 ○安定・継続した収入の見込める方。 ○融資金を業者へ振込できる方。（使途・金額によってはご本人貯金口座への振込も可） ○住居がご本人または同居の配偶者、親または子の所有物件であること。（現在別居でも将来同居の予定があれば可） ○原則、団体信用生命共済に加入できる方。 ○リフォームローン、または住宅ローンの借換を資金使途に含む場合、その借換対象ローンで直近6ヶ月間以内に返済遅延がない方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○次のご資金が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の増改築・修繕、バリアフリー改修・断熱・耐震補強等の工事及び介護機器等の設置・購入資金 (2) オール電化・ガス化（エネファーム等）の住宅設備機器の購入及び工事資金 (3) 冷暖房設備・融雪設備（ロードヒーティングを含む）・太陽熱温水器・地熱利用施設・太陽光発電システム・蓄電池・エコキュート等の購入及び工事資金 (4) 門扉・外構・車庫・物置・駐車場等の建築・修理工事（コンクリート工事含む）資金 (5) 造園・ガーデニング・給排水及び上下水道等 工事資金 (6) 10kw以上50kw未満の産業用太陽光発電システム購入・設置資金 (7) 空き家解体に係る資金（建物内にある家財、同じ敷地内にある立木・庭木・庭石・池・門扉・塀等の処分費用を含む） (8) 上記(1)～(7)のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金 (9) 上記(1)～(7)のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金 但し、住宅ローンは返済実績5年以上あること (10) リフォームローンの借換資金 (11) 上記(1)～(7)の資金と同時に家電製品・家具・厨房・インテリア用品等住宅関連消費財の新規購入・買い替える為の資金 ※但し、上記いずれの場合においても、事業性を除きます。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10万円以上1,500万円以内（1万円単位） 但し、営農者を除く自営業者は1,000万円以内とします。 空き家解体にかかる資金は500万円以内とします。 借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○6ヶ月以上20年以内（1ヶ月単位）とします。 借換資金のみの場合は残存償還期間を上限とします。

リフォームローン（ジャックス）

借入方法	<p>○ 工事完了後、顧客口座経由で販売（工事施工）業者への振込に限定とします。但し、資金使途（11）について、業者振込が困難な場合は、100万円又は資金使途（1）～（9）の借入額に対し、30%のいずれか低い額であれば、工事完了後に顧客口座振込を可とします。</p>
借入利率	<p>○ 次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。但し、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。</p> <p>【固定変動金利選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただけます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p>○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ下さい。</p>
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	<p>○ 毎月元利均等返済または毎月元利均等返済とボーナスの併用（但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内）のいずれかとします。</p> <p>○ 変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済させていただきます。</p>
担保	○ 不要です。

<p>団体信用 生命共済</p>	<p>(1) 団体信用生命共済への加入を条件とします。 (2) 融資金額が500万円以内、且つ、融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。(団信に加入できない方を含みます) ○なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="432 338 1241 584"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.05%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>9大疾病補償付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.05%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	9大疾病補償付団体信用生命共済	年0.30%
団体信用生命共済名	加算利率										
団体信用生命共済（特約なし）	なし										
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.05%										
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%										
9大疾病補償付団体信用生命共済	年0.30%										
<p>保証</p>	<p>○株式会社ジャックス保証となります。 ○原則として連帯保証人は不要とします。</p>										
<p>保証料</p>	<p>○保証料1.0%とし、お借入利息に含まれています。</p>										
<p>手数料</p>	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,300円（消費税込） ②一部繰上返済の場合…3,300円（消費税込） （JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は3,300円（消費税込）の条件変更手数料が必要です。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は5,500円（消費税込）の取扱手数料が必要です。</p>										
<p>苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または信用部（電話：0235-64-4926）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当組合信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に</p>										

	<p>に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせ下さい。</p>

J A 庄内たがわ